

萌葱地繡狩衣は、表は萌葱地生絹【すずし】、裏は黄地生絹の衿【あわせ】仕立ての狩衣である。形状は盤領【あげくび】、闕腋【けってき】で、身丈は前後同寸である。後身頃は一幅で、前身頃には登【のぼり】をつける。登は上端と下端の幅が同じである。袖は後身の肩先で袖付けし、奥袖は一幅とし、端【はた】袖はやや狭くする。袖口には括緒【くくりお】を通さず、白、赤茶、茶、黄、萌葱の組紐で縁取る。襟は共裂【ともぎれ】とし、中に紙の芯を入れる。両襟端には白木綿平紐をつける。

前身頃と背面全面には、大きく唐花と尾長鳥の文様を刺繡で表す。前身頃には上端に尾長鳥一羽を置き、その周りと裾に蔓を伸ばす唐花を配する。背面には肩まわりに五羽の、後身頃の腰と裾にそれぞれ一羽の尾長鳥を配し、その周りを蔓を伸ばす唐花で密に囲む。刺繡糸は、尾長鳥には白、薄紅、紅、黄、薄萌葱、萌葱、紫、赤茶、茶、焦茶の平糸と白・茶の柰糸【もくいと】を、唐花には白・薄紅、紅、赤茶、茶、焦茶、紫、黄を用いる。尾長鳥の尾や唐花の花弁は、白、薄紅、赤茶を主に用いた二～三段の色変わりとして表す。刺繡は渡し繡の技法を主とし、留繡【とめぬい】を施す。

紺地繡狩衣は、表は紺縹子【しゅす】地、裏は萌葱地平絹【へいけん】の衿仕立ての狩衣である。形状、仕立ては萌葱地繡狩衣と同様である。袖口には括緒を通さず、白、紅、黄、萌葱の組紐で縁取るが、右袖は一部欠失する。上前の襟端には白麻撚紐【よりひも】をつける。

前身頃と背面全面には、大きく唐花と尾長鳥の文様を刺繡で表す。前身頃には上端に尾長鳥一羽を置き、その周りと裾に蔓を伸ばす唐花を配する。背面には肩まわりに五羽の、後身頃の裾に一羽の尾長鳥を配し、その周りを蔓を伸ばす唐花で囲む。刺繡糸は、尾長鳥には白、薄紅、紅、黄、薄萌葱、萌葱、縹、紫、茶の平糸と、白・紅、白・縹、黄・萌葱の柰糸を、唐花には白、紅、薄紅、黄、薄萌葱、萌葱を用いる。尾長鳥の尾や唐花の花弁は、白、薄紅、紅を主に用いた二～三段の色変わりとして表す。刺繡は渡し繡の技法を主とし、留繡を施す。

長絹は、雲文を織り出した、現状は赤茶色（本来は紅か）を呈する紋紗【もんしゃ】の単【ひとえ】仕立ての長絹である。襟は垂領【たりくび】、共裂とする。袖は肩先で袖付けする。背中央の紋所の位置に牡丹風の刺繡裂（後補）を切り付けする。刺繡は白麻地に、葉と花の多くは金糸で駒繡【こまぬい】とし、花の内部は紅糸の渡し繡、葉は萌葱糸の相良繡【さがらぬい】とする。

法被は、表は菱に刻みが入った四ツ花菱文を織り出した黄地花菱文綾、裏は紫地平絹の衿仕立ての法被である。衿【おくみ】を設け、襟は垂領、共裂とする。袖は肩先で袖付けし、先端に向かってややすぼまる。脇裾に共裂二枚による襷【らん】をつける。仕立ては身頃の肩山や脇、袖の各所に継ぎがある。

これらの能装束は、和歌山県伊都郡九度山町の古沢【こさわ】荘四か村（笠木、上古沢、中古沢、下古沢）の惣氏神である古沢厳島神社に伝わる慶長十五年（一六一〇）の「古佐布色衆【こさわしきしゅう】之道具の日記」に記載されている装束である。九度山町地域は文化の面では高野山の影響を強く受けており、高野山はこの地域の法会、祭礼に必要な舞楽は大坂の四天王寺楽所、能楽は吉野衆を呼び寄せていたことが知られている。

萌葱地唐花尾長鳥文様繡狩衣と紺地唐花尾長鳥文様繡狩衣に用いられた、裂【きれ】の裏に糸をまわさずに表を一方向に針足長く、柔らかく繡【ぬ】った渡し繡の技法や、

大らかな文様の表現、尾長鳥や唐花に見られるような写実にこだわることなく二～三段の大胆な色変わりに繡い分ける表現方法は桃山時代に通例のものである。

本品のような繡狩衣の遺例はきわめて少なく、重文・能装束紺地白鷺文繡狩衣一領（岐阜県・春日神社蔵、桃山時代）と重文・黄地蝶梅文様繡狩衣及び黄地牡丹文様繡狩衣二領（岐阜県・白山神社蔵、元和六年<一六二〇>）が知られるのみである。表裂や裏地に傷みが多く見られるものの、刺繡はきわめてよく残されており、貴重な作品である。日記に記されたうち「カリキヌ」「シテカリキヌ」がこれらに該当すると考えられる。

赤茶地雲文紗長絹は保存状態が良好な資料である。江戸時代初期以降の長絹の遺例は確認されるが、桃山時代以前に遡る確実な作品は知られておらず、きわめて重要な作品である。日記に記されたうち「キヲロシノチャウケ」がこれに該当すると考えられる。なお、「キヲロシ」とは、拝領したもの、あるいは新たに着始めたもの、という意味と推測される。

黄地花菱文綾法被は裏地が欠失するものの表裂の保存状態は良好で、衽を設け、袖が先端に向かってややすぼまるなど、類例がない形状となる。また、共裂を多く用いて継ぐ仕立てから、別作品の裂地を用いた仕立て直しの可能性も推測される。室町時代後期から桃山時代の法被の遺例はきわめて少なく、法被の変遷を知る上にきわめて重要な作品である。日記に記されたうち「ハンヒ」がこれに該当すると考えられる。なお、ハンヒ（半臂【はんび】か）とする理由は不明であるが、法被との音の類似性や方言的なカナ表記などが推測される。

附【つきたり】の「古佐布色衆之道具の日記」は毎年祭礼に奉納する能楽を、宮座のうち色衆と称える集団が慶長十五年十月二日を期して、始めるにあたって揃えた面、装束、鼓などの能道具の目録で、後年にわたって挿入や削除を加えた文書である。これにより現存する能装束などとの対比をすることが可能となる。

また、本装束類とともに「慶長拾五庚戌天十月二日」墨書銘を有する鬼神（悪尉【あくじょう】）面を含む能面一〇面が同時に古沢厳島神社に伝来しており、日記の「をもて拾かけ」がこれらに該当すると考えられる。

なお、色衆の当時の読みは不明であるが、法会や灌頂【かんじょう】などのときに職務を務める職衆【しきしゅう】ではないかと考えられている。大正時代の記録によれば、古沢荘には公事家のうち中流以上の二三名で構成し、能興業の費用のすべてを負担した勸録講と呼ばれる組織があり、これが色衆に通ずるものと推測されている。

本能装束は、いずれも遺例がきわめて少ない桃山時代の作品で、記録により製作年が知られる基準作品としてきわめて貴重な資料である。